

2. 医療 (1) 病院・診療所

概要

- 設置主体: 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、個人等
- 法的根拠(精神保健医療業務に関するもの): 精神保健福祉法、健康保険法等
- 財源: 医療保険
- 設置数: 精神科病床を有する病院1,666か所(平成20年現在)
精神科・神経科・心療内科を主たる診療科とする診療所3,193か所(平成20年現在)
- 訪問に関する業務:
 - ・精神科医師による往診、訪問診療
 - ・看護職員(訪問看護部門又は外来、病棟部門等の職員)による訪問看護
- 人員配置: 医療機関の保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士 ※精神科訪問看護・指導料が算定できる職種

訪問支援の仕組み

- ◆ 訪問看護等(※医療保険の精神科訪問看護・指導料の場合。)
 - ・精神科医師の指示を受けて、精神障害者である入院中以外の患者又はその家族に対し、患家を訪問して看護及び社会復帰に関する支援等を行う。
具体的には、
 - ・日常生活の維持、生活技能の獲得・拡大
 - ・対人関係の維持、構築
 - ・家族関係の調整
 - ・精神症状の悪化や増悪を防ぐ
 - ・身体症状の発症や進行を防ぐ
 - ・社会資源の活用 等
 - ・入院中の患者の退院に先立ち、患家等を訪問して退院後の療養上必要な支援や調整を行う。
- ◆ 往診・訪問診療
 - ・患者の求めに応じて又は定期的・計画的に患家に訪問して診療を行う。
- ◆ 利用者の負担
 - ・医療保険や介護保険の一部自己負担があるが、自立支援医療の給付により負担軽減がある。
 - ・交通費: 医療保険の場合は実費相当額を、介護保険の場合は通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に支払いを受けることができる。

医療機関における精神科訪問看護の実施状況

精神科訪問看護・指導実施件数の年次推移

	施設数		実施件数	
	病院	一般診療所	病院	一般診療所
平成11年度	709	208	28,308	3,382
平成14年度	727	236	39,462	6,072
平成17年度	826	304	56,051	10,330
平成20年度	878	348	76,225	15,379

※医療施設調査(各年9月1ヵ月間)

※実施件数は上記期間内の訪問看護実施回数

在宅診療に関する診療報酬

往診料	患家の求めに応じて 患家に赴き診療	720点	主な加算		
			在宅療養支援 診療所・病院	それ以外	
			緊急	650点	325点
			夜間	1,300点	650点
深夜	2,300点	1,300点			
在宅患者 訪問診療料	在宅での療養患者に 定期的に訪問して診療 (特定の疾患・病状を除き 週3回を限度)	830点 200点	(同一建物居住者以外) (同一建物居住者)		
在宅時 医学総合 管理料	在宅療養を行う通院困難な 者に、計画的な医学管理の 下に月2回以上の定期的な 訪問診療を実施	在宅療養支援 診療所・病院	4,200点 4,500点	(処方せん交付) (なし)	
		それ以外	2,200点 2,500点	(処方せん交付) (なし)	

在宅療養支援診療所・病院

患家に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する医療機関

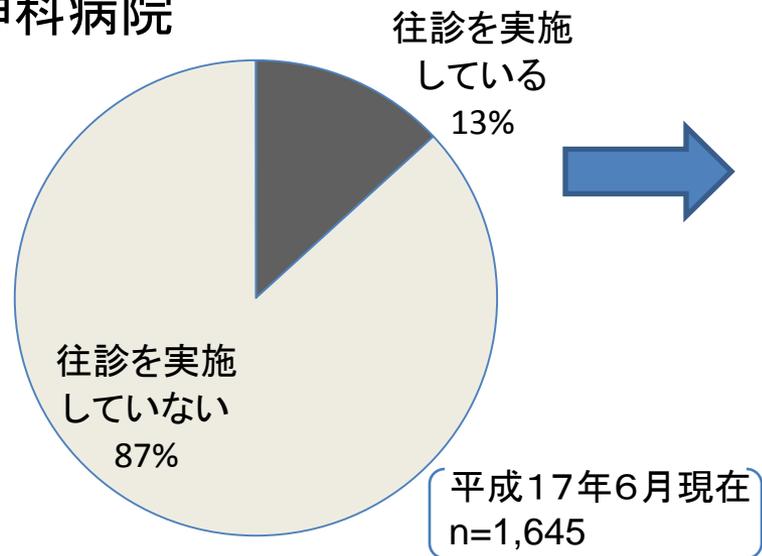
<要件>

- ・24時間連絡を受ける連絡先を患家に提供
- ・24時間往診可能な体制の確保
- ・24時間訪問看護可能な体制の確保
- ・緊急時の入院体制の整備（在宅療養支援診療所では連携機関でも可）
- ・連携機関との情報共有

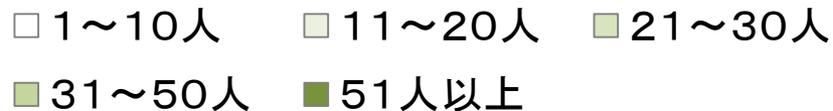
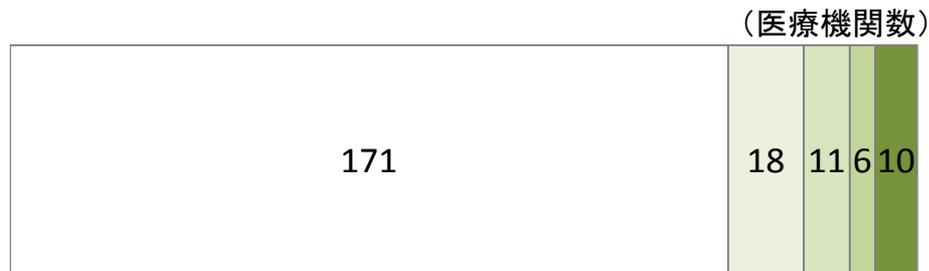
※在宅療養支援病院は、200床未満、又は、半径4km以内に他の診療所がない病院に限る 等

精神科医療機関における往診の実施状況

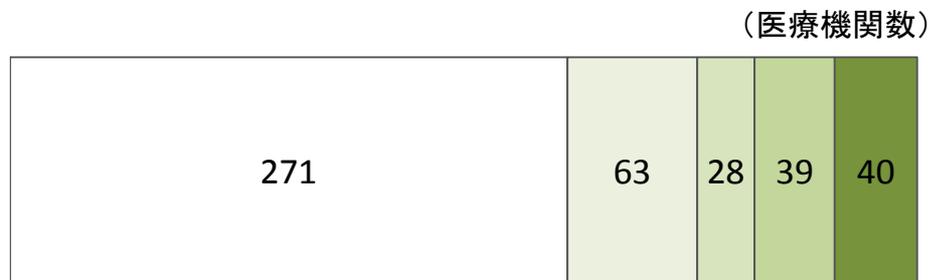
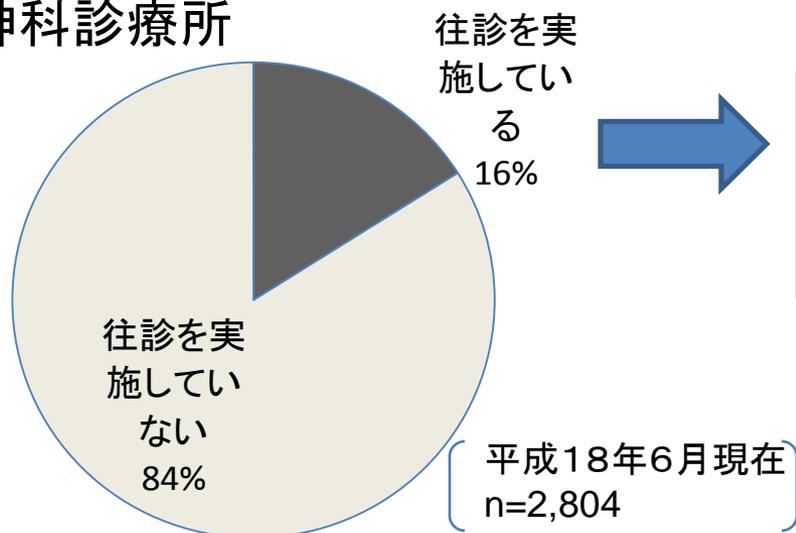
精神科病院



1ヶ月の延べ実施人数

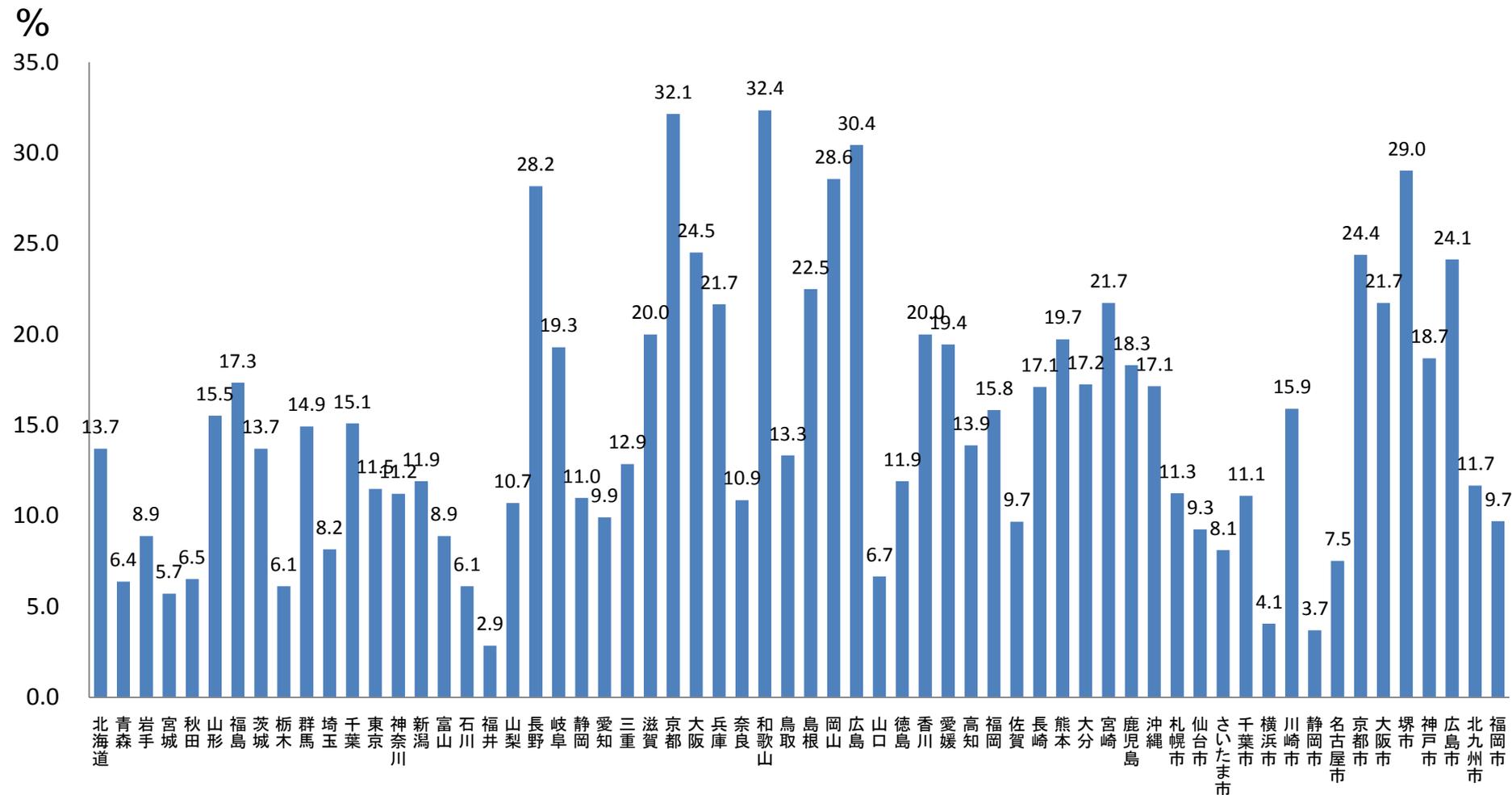


精神科診療所



(精神・障害保健課調べ)

往診を実施する精神科医療機関の割合（都道府県別）



※平成17年6月に1回以上往診を実施した病院数と、平成18年6月に1回以上往診を実施した診療所数を合算したもの

(精神・障害保健課調べ)